

## 広島県告示第二百二十九号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和七年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 区域の名称

#### 1 天応学園地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市天応町の国土地理院四等三角点「天狗城山」（北緯三四度一七分四四秒一六八一、東経一三二度三一分〇四秒五九二一、標高二九三・〇四メートル）

基点一 基準点から二〇五度五六分一九秒の方向九六三・〇九メートルの点

基点二 基点一から三二五度二一分〇三秒の方向一六四・六五メートルの点

##### (三) 指定年月日

令和七年三月六日

#### 2 汐見町地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市焼山町の国土地理院三等三角点「折敷」（北緯三四度一七分〇二秒四〇三六、東経一三二度三一分四八秒一九七六、標高三九一・三五メートル）

基点一 基準点から二四六度〇一分二四秒の方向一、一七五・九七メートルの点

基点二 基点一から三〇五度五一分五一秒の方向一二・四七メートルの点

基点三 基点二から〇度〇〇分〇〇秒の方向一四・九七メートルの点

基点四 基点三から七〇度五三分四三秒の方向一三・三三メートルの点

##### (三) 指定年月日

令和七年三月六日

#### 3 警固屋中学校地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市警固屋の国土地理院四等三角点「警固屋」（北緯三四度一分四三秒

〇五三二、東経一三二度三二分二四秒三七六九、標高四八・五九メートル）

基点一 基準点から二度〇六分〇六秒の方向四七六・一五メートルの点

基点二 基点一から七度三五分五四秒の方向三三・五〇メートルの点

基点三 基点二から二度三三分〇四秒の方向九・七八メートルの点

基点四 基点三から五三度〇一分四八秒の方向三八・一四メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

#### 4 第二音戸大橋下地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市警固屋の国土地理院四等三角点「警固屋」（北緯三四度一分四三秒

〇五三二、東経一三二度三二分二四秒三七六九、標高四八・五九メートル）

基点一 基準点から三四八度三四分三六秒の方向二三七・七九メートルの点

基点二 基点一から六度三九分三九秒の方向一五・八三メートルの点

基点三 基点二から三〇度一〇分一九秒の方向四・六八メートルの点

基点四 基点三から四九度四七分一七秒の方向九・九〇メートルの点

基点五 基点四から二四度三一分三七秒の方向一四・二〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

#### 5 音戸大橋下地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市警固屋の国土地理院四等三角点「警固屋」（北緯三四度一分四三秒

〇五三二、東経一三二度三二分二四秒三七六九、標高四八・五九メートル）

基点一 基準点から一一九度〇二分四六秒の方向三九〇・七六メートルの点

基点二 基点一から二一四度五〇分五八秒の方向三六・八四メートルの点

基点三 基点二から二八〇度〇八分〇七秒の方向二八・三七メートルの点

基点四 基点三から二七四度一分二三秒の方向四六四・六五メートルの点

基点五 基点四から〇度〇〇分〇〇秒の方向二〇・〇〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

## 6 見晴口地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市警固屋の国土地理院四等三角点「警固屋」(北緯三四度一分四三秒

〇五三二、東経一三二度三二分二四秒三七六九、標高四八・五九メートル)

基点一 基準点から八二度三一分一〇秒の方向一、六一〇・二四メートルの点

基点二 基点一から二三七度〇四分三七秒の方向三四・七三メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

## 7 観音崎地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市警固屋の国土地理院四等三角点「警固屋」(北緯三四度一分四三秒

〇五三二、東経一三二度三二分二四秒三七六九、標高四八・五九メートル)

基点一 基準点から七七度〇六分〇六秒の方向二、七五〇・〇四メートルの点

基点二 基点一から一六〇度四七分二六秒の方向一三五・五七メートルの点

基点三 基点二から二三六度三一分四六秒の方向九八・九九メートルの点

基点四 基点三から二二一度四九分五五秒の方向二六・二〇メートルの点

基点五 基点四から二〇三度一九分〇九秒の方向一九・六六メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

## 8 波多見地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市音戸町の国土地理院四等三角点「大浦崎」(北緯三四度一分三五秒

〇九五九、東経一三二度三三分一〇秒六三一九、標高四九・九メートル)

基点一 基準点から一四七度二分二五秒の方向六六七・七七メートルの点

基点二 基点一から二四三度一四分三九秒の方向一、七三四・八四メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

9 田原三丁目九地先地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市音戸町の国土地理院四等三角点「田原」(北緯三四度一〇分〇一秒四二八三、東経一三二度二九分四五秒三五八七、標高三八・四四メートル)

基点一 基準点から三一一度三六分四八秒の方向一三三・七九メートルの点

基点二 基点一から二八六度四九分一八秒の方向五〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から一六度二九分二九秒の方向一九三・〇八メートルの点

基点四 基点三から二六度四四分五秒の方向一七五・八七メートルの点

基点五 基点四から一〇八度一六分四五秒の方向一〇〇・〇一メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

10 田原二丁目一地先地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市音戸町の国土地理院二等三角点「瀬戸島」(北緯三四度一〇分三三秒一四七二、東経一三二度三〇分四三秒五七三五、標高三三九・一二メートル)

基点一 基準点から二八七度一分〇二秒の方向一、二〇六・二二メートルの点

基点二 基点一から一五度五七分四四秒の方向五八・七〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

11 渡子コミュニティセンター地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市音戸町の国土地理院四等三角点「三ツ子島」(北緯三四度一分五一秒九八五三、東経一三二度三〇分四九秒四〇五七、標高一六・一メートル)

基点一 基準点から二〇四度五八分〇四秒の方向一、〇三八・五九メートルの点

基点二 基点一から六〇度一七分〇八秒の方向五六二・一〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

12 渡子二丁目地区(その一)

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市音戸町の国土地理院四等三角点「三ツ子島」(北緯三四度一分五一

秒九八五三、東経一三二度三分四九秒四〇五七、標高一六・一メートル)

基点一 基準点から一六四度五三分二六秒の方向六七五・六二メートルの点

基点二 基点一から七九度三七分四九秒の方向一〇〇・三二メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

13 渡子二丁目地区(その二)

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市音戸町の国土地理院四等三角点「三ツ子島」(北緯三四度一分五一

秒九八五三、東経一三二度三分四九秒四〇五七、標高一六・一メートル)

基点一 基準点から一四四度二分〇六秒の方向七二九・〇三メートルの点

基点二 基点一から五二度四二分一四秒の方向二七・五二メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

14 広小坪地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市広町の国土地理院四等三角点「小坪」(北緯三四度二分二八秒三八

八九、東経一三二度三七分四五秒九七五五、標高八三・九一メートル)

基点一 基準点から一〇四度〇二分五八秒の方向一、五四四・四三メートルの点

基点二 基点一から二二二度二四分一四秒の方向三一五・〇二メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

15 小須磨地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市仁方町の国土地理院三等三角点「白岳」（北緯三四度一分五三秒九三六三、東経一三二度三八分四四秒九〇〇、標高三五七・六六メートル）

基点一 基準点から一三二度三〇分〇一秒の方向一、三二八・一八メートルの点

基点二 基点一から二六五度四分一六秒の方向二一五・七四メートルの点

基点三 基点二から二六〇度五二分一七秒の方向八五・五二メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日

16 塩谷西川河口付近地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市安浦町の国土地理院三等三角点「高飛」（北緯三四度一分三一秒六七七八、東経一三二度四五分一〇秒二四一一、標高一七四・六六メートル）

基点一 基準点から二五七度〇九分三二秒の方向二九一・九六メートルの点

基点二 基点一から二七一度五五分〇七秒の方向三八八・六五メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年三月六日